

年 発 1108 第 1 号
平成 29 年 11 月 8 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）
の施行等に伴う「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について

「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）の施行等に伴い、「確定給付企業年金制度について」（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号）、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）」（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329009 号）及び「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」（平成 22 年 11 月 1 日年発 1101 第 1 号）をそれぞれ別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の事業主等の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」(平成 22 年 11 月 1 日年発 1101 第 1 号)

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">様式 1 号</p> <p>確定給付企業年金監査資料 (規約型)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規約番号</p> <p style="text-align: center;">事業所名</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 資産運用に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 運用の基本方針 (<u>受託保証型確定給付企業年金を実施している場合を除く。</u>)</p> <p>運用の基本方針を添付してください。</p> <p>(4) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p style="text-align: right;">様式 1 号</p> <p>確定給付企業年金監査資料 (規約型)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規約番号</p> <p style="text-align: center;">事業所名</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 資産運用に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 運用の基本方針 (<u>規約型企業年金の加入者の数が 300 人未満であり、かつ、運用に係る資産の額が 3 億円未満は除く。</u>)</p> <p><u>運用の基本方針を策定している場合、添付してください。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>8 (略)</p>